

令和6年（2024年）12月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和6年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年12月20日（金）

出席議員

1番	脇 昭博	2番	宮地 忍
3番	岡村 哲雄	4番	大西 瑞香
5番	原 隆伸	6番	東 篤布
7番	奥村 仁	8番	樋口 泰生
9番	太田 哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤 チヅル	12番	入江 康仁
13番	家崎 仁行	14番	平野 隆久

欠席議員

なし

遅刻議員

11番 近澤 チヅル

早退議員

6番 東 篤布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上壽一	副町長	中場幹
会計管理者	宮本忠宜	総務課長	水谷法夫
財政課長	上ノ坊健二	危機管理課長	家倉義光
企画課長	上村毅	税務課長	直江憲樹
住民課長	世古基樹	福祉保健課長	直江和哉
老人ホーム 赤羽寮長	東雅人	環境管理課長	垣内洋人
農林水産課長	高芝健司	商工観光課長	岩見建志
建設課長	井土誠	水道課長	宮原優
海山総合支所長	玉本真也	教育長	中井克佳
学校教育課長	直江仁	生涯学習課長	長井裕悟
監査委員	加藤克英		

職務の為出席者

議会事務局長	上野隆志	書記	鶴田博樹
書記	源口晴子	書記	佐々木猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番 大西瑞香	5番 原 隆伸
---------	---------

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

---

### 入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、11番 近澤チヅル議員から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

---

### 入江康仁議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

なお、定例会中に尾上町長から追加議案の提出があり、議会運営委員会で取扱いについてご協議いただき、本日の追加議事日程として取り扱うことにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

### 日程第1

### 入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 大西瑞香議員

5番 原 隆伸議員

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 入江康仁議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

宮地忍総務産業常任委員長。

### 宮地忍総務産業常任委員長

おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和6年12月定例会において、総務産業常任委員会に付託された案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会に付託されました案件につき、12月11日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、企画課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案8件、請願1件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第65号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第67号 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第69号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、議案書40ページの資格要件の中に、外国の学校において対象学科目を修得した場合等とあるが、紀北町において外国の学校で学んでこられた後に、水道課に配属となった事例はありますか。また、今後外国の方を採用することがあった場合にも、この資格要件が必要となるのですかとの質疑に対し、外国の学校で学んでこられた後に水道課に配属となった事例はありません。今後については、日本国籍を有したもので、外国の学校で学ばれた方が水道課に配属となった場合には、この資格要件に該当し、実務経験の条件を満たしていれば水道技術管理者となることもありますとの理解しています。外国籍の方については、現在応募要件を満たしていないということになりますとの答弁でした。

次に、外国の方が永住権を持たれて、紀北町に住所を有する時点で、資格要件を満たしていればよいということですかとの質疑に対し、外国の方が外国の学校で学ばれた後に、学ばれた学科等に必要な実務経験の要件を満たしていれば、水道技術管理者の資格を得ることとなりますとの答弁でした。

次に、紀北町民である必要はありますかとの質疑に対し、紀北町職員の応募要件に紀北町民であることという要件はありませんとの答弁でした。

次に、日本国民であればよいということですかとの質疑に対し、法律上日本国籍を有するものという理解ですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第70号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結についての審査を行いました。

委員から、工事の変更はコンクリート量の増加ということでよろしいですかとの質疑に対し、今回の変更については、仮設工事におけるコンクリートの使用量が増えたことと吸水槽

における汚泥運搬処理が増えたこと、また、工事施工箇所における当初設計の想定以上の水量が発生したことによる水替工の排水ポンプの増設をしたことなどが主な変更点ですとの答弁でした。

次に、資材高騰によるコンクリート単価の増額ではなく、コンクリートの使用量の増加ということですか。また、水替工においての水量の増加は、当初設計では想定外の部分と考えてよろしいですかとの質疑に対し、確かにコンクリートの単価上昇はありましたが、この工事に関しては、工事内容の変更の対象ではなく、コンクリートの使用量の増加によるものだけです。また、水替工においても、当初設計よりも排水する水量が増加したため、排水ポンプを増設していますとの答弁でした。

次に、現在の工事の進捗率を教えてくださいとの質疑に対し、令和6年11月末時点です33.7%です。3年間の工事全体額約13億8,000万円における進捗率は約30%ですとの答弁でした。

次に、工事で発生した残土は最終的にどこへ処分していますかとの質疑に対し、残土については、請負業者が自社で処分することとなっていますが、最終どこに処分しているかは把握していませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、委員から、予算書53ページの給与費明細書について、職員手当に有害鳥獣対策事業による増額39万8,000円とありますが、所管は総務課ですかとの質疑に対し、所管は農林水産課で、クマの対応に係る時間外勤務手当等ですとの答弁でした。

以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、まず、課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、歳出29ページ、山本排水機場1,350万円の財源内訳について、また、機器の経年劣化だと思いますが、何年経過しており更新するのかお聞きしますとの質疑に対し、この事業は、事業費の15%を本町が負担することとなっています。山本排水機場の事業費は9,000万円となっており、本町の負担は1,350万円です。事業費の85%となる7,650万円は県の負担となつ

ています。また、山本排水機場は、昭和62年に建設しており、令和6年度時点では建設後36年が経過しています。除塵機等の更新はこれまでしておらず、当初は除塵機及びコンベヤーの再塗装を予定していましたが、全体的な腐食が激しく、古い塗装やさび、汚れを取り除く下地処理を実施するとさらに損傷してしまうと判断しましたので、除塵機とコンベヤーの更新を計画したものですとの答弁でした。

次に、山本排水機場は湛水防除だと思いますが、最近は天候不順が多いので、台風が来たり、大雨が降ったときに、この事業で新しいものに変えることによって排水能力はアップしますか。また、現時点でどれくらいの排水能力があるのかお聞きしますとの質疑に対し、この事業は、排水能力アップを目的とした事業ではありません。あくまでも機器の更新や補修の工事を実施する事業となっています。山本排水機場のポンプの口径は900mmで、排水能力は1秒間に1.83 tですとの答弁でした。

次に、1.83 tの排水能力は、この地域の排水量を満足していますか。満足させるものでないのなら、今後、排水量を増やす設備の予定を考えているのかお聞きしますとの質疑に対し、排水機場の運転中に水があふれたことは今のところありません。しかし、最近の天候等では、局所的にかなりの雨が短時間に降るような状況がありますので、保守点検で機械の状況を把握して、能力アップが必要なかどうかも検討する必要があるとは考えていますとの答弁でした。

次に、歳入10ページ、森林環境譲与税について、当初予算額から1,069万6,000円が増えた要因は配分基準の変更だけですかとの質疑に対し、増額の要因については、令和5年度と令和6年度を比べると、国全体の年間譲与額は500億円から641億円に増額を予定しています。配分基準については、林業就業者数の割合と私有林の人工林面積の割合、そして人口割合で算出されます。林業就業者数の割合については20%のままですが、私有林の人工林面積の割合は50%から55%に引き上げられ、また、人口割合については30%だったものが25%に引き下げられました。これは、森林面積に比重を高めた配分基準の見直し変更であり、今回1,069万6,000円の増額としたところです。当初予算では、配分基準等が確定していませんでしたので、12月補正での要求とさせていただきましたとの答弁でした。

次に、以前から大都会のほうでは、森林が少ないので人口割合により森林環境譲与税が多く配分されるなどでしたが、この基準が変わったことによって、田舎のほうへの配分が多くなったのか説明をお願いしますとの質疑に対し、私有林の人工林面積で算出される割合がアップしましたので、山間部への譲与税は増えると思っています。山間部は都市部より

も人口が少なく、森林の面積が多いことから、今回の配分の見直しにより、より多くの譲与税が配分されると考えますとの答弁でした。

次に、歳出29ページ、有害鳥獣対策事業の39万8,000円について詳しく説明をお願いしますとの質疑に対し、今回39万8,000円を増額させていただいたのは、ツキノワグマの目撃情報などに対応するための職員の人件費です。クマの目撃情報は、土日、祝日の閉庁日を含め、時間を問わず対応する必要があります。目撃情報の聞き取りやその取りまとめ、自治会や関係機関、猟友会などへの連絡調整をする必要があり、目撃情報があった場所へは看板を設置し、注意喚起しています。また、夜遅くの目撃情報は別対応となります。防災行政無線などで目撃情報を周知しています。クマの対応には2時間から3時間がかかりますので、それに対する職員人件費を計上しており、管理職の特別勤務手当については4万8,000円と見込んでいます。また、管理職以外の職員分については、時間外勤務手当35万円の増額としていますとの答弁でした。

次に、クマが目撃された場所に職員が見回りに行って大丈夫ですかとの質疑に対し、ほとんどが車でのパトロールになりますが、鈴などを携帯し、音を鳴らしてクマに知らせていました。危険な部分はありますが、十分注意して対応している状況ですとの答弁でした。

次に、この地域ではクマを猟銃で撃つことはできますかとの質疑に対し、この地域のツキノワグマは生息数が少ないためレッドリストに登録などされており、基本的には捕殺することはできません。しかし、例えばイノシシやシカ用のくくりわなに誤ってクマが捕獲され、それが人家付近であった場合では、住民への危険性が高いことから、県や警察の立会いの下、許可もいただきながら発砲することがありますので、必ずしも捕殺できないというわけではありませんが、捕殺するにはいろいろなクリアしなければいけない条件があるという状況ですとの答弁でした。

次に、銚子川ではキャンプ客がバーベキューをしていますが、それによってクマが来て荒らしているなどの目撃情報もあったと思います。銚子川ではバーベキューをさせないなどの対策をしないと、クマの目撃はこれからも増える一方です。また、子どもが鈴をつけて歩いていますが、もっと根本的な対策をしないといけないと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、今年度は、人家付近でのクマの目撃情報が継続して寄せられています。その情報の中には、蜂蜜を探る養蜂箱が何度も壊される地区があります。また、ごみの放置やガソリン等の燃料などは、クマを誘引することができます。クマを寄せつけない情報については、県で作成したチラシがあり、区でのチラシの回覧や配布をさせていただいているところです。

また、銚子川でのキャンプでのごみの放置はクマを寄せつける誘因物になりますので、今後はそういったところにも啓発及び情報の周知が必要であると考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、歳出32ページの浄化槽修繕は新品に取り替えるものですか。また、いつ取り付けたものですかとの質疑に対し、浄化槽に関しては、浄化槽内の配管の工事になります。浄化槽の設置時期については、これまでの修繕の状況を確認したところ、今回の箇所については修繕を行った履歴がありませんので、恐らく平成10年の営業開始から設置しているものと考えていますとの答弁でした。

次に、指定管理者の負担はないということですかとの質疑に対し、30万円未満のものを指定管理者に負担していただいているが、今回予算要求は94万3,000円ですので、町が修繕させていただくことになりますとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、委員から、急傾斜地崩壊対策事業について詳細な説明をお願いしますとの質疑に対し、本事業は、令和元年度から令和7年度まで継続して行われている事業で、工事区間の中に紀北町の用地があり、その部分は紀北町が事業主体、それ以外は三重県が事業主体で工事を実施しています。紀北町が事業主体であるところは、三重県へ事業委託し、県事業分は負担金を三重県へ支払い、一体工事として施工しています。県と町を合わせた全体の工事概要は、擁壁工、落石防護柵工、のり枠工、吹きつけ工が主な工種となっており、この対象範囲をその1工事からその4工事までの4つの工事区間に分割し、工事を実施しています。現在、その1、その2工事が終わり、その3工事が進行中で、その3工事は、工期が令和7年2月まで、その4工事は、令和7年1月に入札公告を行い、令和7年3月に契約すべく、三重県が準備を進めています。その3工事は令和5年度と令和6年度、その4工事は令和6年度と令和7年度にまたがり行われ、繰り越しての事業実施とその4工事は令和7年度の債務負担を計上しています。今回、三重県より、その3工事の変更とその4工事の実施設計書を作成する上で、資材単価や労務費等の高騰により、工事費が増額になるとの報告があり、12月補正を計上しましたとの答弁でした。

次に、令和元年から7年までの7か年にわたり、紀北町と三重県が分担して予算措置をするということですが、全体予算と進捗率についてお聞きしますとの質疑に、全体予算ですが、三重県の当初予算は4億70万円ほど、紀北町は1億4,550万円ほど、合わせて約5億4,620万

円が総予算として計画していました。工事は現在進行中で、全体の進捗率は把握していませんが、現在、その3工事の途中までが終わっていますので、50%以上は出来上がってきた状態だと思います。令和6年度の工事は、予算の増額を認めていただいた後、三重県と受委託契約を結び、契約金額が5,000万円を超えることとなりますので、その後、議会のほうにお諮りすることになりますとの答弁でした。

次に、予算の増額について内訳を教えてくださいとの質疑に対し、その3工事とその4工事の2つの工事がありますが、その3工事が800万円ほど増額になっています。その内訳の約200万円が労務費の上昇、約120万円ほどがコンクリートなど資材単価の高騰による変更です。そのほか、新たに工事区域内に設置しました仮設配管工事、紀北中学校からの要望により、音楽室に夏季の6月から10月にエアコンを仮設する工事等により、合計800万円の増額になっています。また、その4工事における1,200万円の増額の内訳は、約290万円がコンクリートなどの資材単価の高騰や労務費の上昇による増額です。約110万円がエアコンを仮設するための増額、約800万円が船付川の仮設暗渠排水管等の設置に伴う増額などによるものでしたとの答弁でした。

次に、増額の要因は資材や労務費の高騰ということですが、コンクリートと労務単価を教えてくださいとの質疑に対し、コンクリートの単価は、令和6年1月、その3工事発注時点で2万7,900円、令和6年12月時点で3万2,900円で、5,000円の増額になっています。また、労務費はいろいろな労務単価の種別がありますので、平均約6.2%上昇していると伺っていますとの答弁でした。

次に、その4工事の次の工事もあるのですかとの質疑に対し、全体では、その1工事からその4工事までの4分割で、令和2年度からその2工事、その3工事と分割して発注しています。工事はその4工事で事業は終了します。その4工事は令和6年度予算で令和7年度の債務負担行為を行い、令和7年度が最終年度となっていますとの答弁でした。

次に、三重県が工事を実施して町が負担金を支払うことですが、その4工事は三重県で入札を執行することになるのですか、また、これまでの工事の落札事業者も教えてくださいとの質疑に対し、工事は、全体は三重県が急傾斜地崩壊対策事業の工事で行っていますが、その中に紀北町の土地があります。紀北町の部分は、紀北町が事業主体となって本来工事を行うこととなっていますので、町が予算計上して、その予算で三重県に委託して工事を進めていくということになります。また、県施工分に対しては負担金を支払っています。その4工事は、令和7年1月に公告予定で、実施に至るまでに三重県との受委託契約が必要ですが、

契約金額が5,000万円を超える受委託契約ですので、令和7年1月に改めて議会で審議いただくことになると思います。工事の落札事業者については、その2工事は株式会社橋本組、その3工事は株式会社平野組ですとの答弁でした。

以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第1号 道路舗装についての請願の審査を行いました。

事務局から請願書の朗読の後、質疑が行われました。委員から、これまで自治会等から要望が上がっていたかお聞きしますとの質疑に対し、課長から、自治会もしくは近隣住民の方から要望はなく、土地の所有者である開発会社の社長から紀北町へ要望がありましたとの答弁と、紹介議員から、この道路を紀北町にもらってくれないか、まず寄附行為の申入れが2名の方からありましたが町が断った。それなら、せめて舗装してくれないかという話になつたということですとの答弁でした。

次に、開発会社等はまだ存在していますかとの質疑に対し、課長から、1つの会社は今整理されていると思いますが、1つは存続されていると思います。その開発会社の代表者が来庁しお話をいただいたのは舗装してほしいというお話をした。ただ、紀北町で舗装することは難しいということで説明をさせていただいたのが最初ですとの答弁でした。

次に、これはいわゆる生活道としての用を足りているか、また、課税対象になっているか確認はしていますかとの質疑に対し、課長から、位置指定道路に指定されていまして、位置指定道路は、基本的に宅地を造成するに当たって、接道義務の関係で指定される道路で、三重県が指定することになっています。もちろんここは一般の土地・建物所有者の方が通常生

活するための道路です。非課税かどうかに関しては確認していませんが、全体的に位置指定道路は非課税という扱いになっていると伺っていますとの答弁でした。

その後、課長より追加の答弁があり、確認したところ、非課税となっていました。開発されたときからだと思われますとの答弁でありました。

次に、町には町のいろいろな事情があると思います。みんな受け入れるとこういう土地はたくさんあるので、全部舗装しないといけない。このような状態がどれぐらいの期間続いていたのですかとの質疑に対し、紹介議員から、何十年ですとの答弁でした。

次に、舗装の請願を提出している地域の方々が何十年も住んでいたのであれば、開発会社にそういう話合いをした経緯があるのかどうかお聞きしますとの質疑に対し、紹介議員から、地元の皆さんは土地を売った開発会社に申し入れていますとの答弁でした。

次に、これまで私有地を舗装してほしいというようなことはありましたかとの質疑に対し、課長から、紀伊長島地区には、このような位置指定道路が多数あります。その中で、要望書等で、位置指定道路の所有者以外は、住んでいる方が位置指定道路の所有者について把握できていないところもあり、地区の方から要望書が提出されることがあります。ただ、私道ということで、紀北町になってから舗装などしたことはありません。紀北町内の位置指定道路については、紀伊長島地区には36か所、約2,150mが指定されています。主に昭和50年代から平成24年度の間で、私道が位置指定道路として指定されています。その他、海山地区にも位置指定道路という位置づけではありませんが、同じような私道があります。紀北町になってから、このような私道を舗装したことはありませんとの答弁でした。

次に、請願にある東長島1035番地14、地目公衆用道路42m<sup>2</sup>は分筆されていますかとの質疑に対し、課長から、分筆されていますとの答弁でした。

次に、地図上でいきますと、1軒、2軒の家の前の部分だけですが、それ以外の舗装はどうなっていますかとの質疑に対し、課長から、現地を見る限り、その部分は開発当時の昭和55年前後のコンクリート舗装だと思います。舗装はかなり傷んだ状態で、この請願に関する対象件数は3件ほどですとの答弁でした。

次に、地図を見ると、避難道を通って階段を上って高速道路へ上がっていく避難道の一部でもあります。その近辺は舗装もされています。ここだけが舗装されていなかったのか記憶にないので、42m<sup>2</sup>以外の部分は舗装されていて、この部分だけが位置指定道路なのか。それ以外も家が建って道がありますので、そこも位置指定道路になっているのか。その舗装は開発当時にしたのかお聞きしますとの質疑に対し、課長から、高速道路に向かうところの舗装

されていないところのことかと思いますが、その部分の現状は、道路の形態をなしていますが、土地としては一般の所有者の方の土地を通っているだけで、位置指定道路の位置づけではありません。道路としての機能はもちろん登記はありません。一般の個人の所有者の土地を通って避難路へ向かっている状態、高速道路のほうへ行っている状態で、舗装がされていない理由は、個人所有の土地であるからだと推測していますとの答弁。

紹介議員から、全地域舗装されています。開発会社が開発して建築許可をもらって家が建っています。ですが、2軒分だけ舗装していません。あの部分は開発した会社が全部舗装してあるんです。土地を売った会社が舗装するのが本来です。舗装されていないので、そこから避難所に行こうと思ったら、また全然違う第三者の土地を通るんです。ここを舗装してほしいと言っているのではなく、開発会社から買った2軒の人が開発会社にどれだけ頼んでも舗装してくれないので舗装してくれないかというお願いですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成なし。

よって、本案は不採択とすべきものとして決定しました。

不採択の理由は、願意の道路舗装は他への影響を考えると実現が難しいためであります。

以上で、本委員会に付託された9案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上でございます。

### **入江康仁議長**

ここで、10時35分まで休憩いたします。暫時休憩といたします。

(午前 10時 18分)

---

### **入江康仁議長**

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

---

### **入江康仁議長**

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

近澤チヅル教育民生常任委員長。

### **近澤チヅル教育民生常任委員長**

まず初めに、遅れましたことおわび申し上げます。

それでは、報告に入りたいと思います。

令和6年12月定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月12日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名全員出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教育課の各課長、寮長及び職員の皆様がありました。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案7件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第62号 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての審査を行いました。

質疑に入り、8か所の郵便局を指定となっているが、町内にある郵便局全てかとの質疑に対し、町内にある郵便局8か所全てです。簡易郵便局が3か所ありますが、簡易郵便局での取扱いはできませんとの答弁でした。

さらに、簡易郵便局はどこにありますかとの質疑に対し、矢口浦、白浦、志子奥の3か所ですとの答弁でした。

郵便局での事務の取扱いについて、郵便局の職員への研修はいつ行うのか。また、今後、郵便局の職員が異動したときの研修は、役場職員または郵便局内の職員のどちらが行うのかとの質疑に対し、契約日の3月1日以降、実証及び研修を行います。郵便局の人事異動に伴う研修に当たっては、郵便局内で行っていただきますとの答弁でした。

また、指定期間について、郵便局側から延長できない申し出があった場合、町民の利便性が下がることが考えられるため、どのように考えているのか。また、1年ごとの延長は短いと考えるが、理由をとの質疑に対し、郵便局から延長できない申し出がある場合を想定していく必要がありますが、郵便局に説明を行い継続していくことにしていきたいと思います。期間においては、郵便局との契約において1年間として、その後は延長していくことになっており、契約に準じておりますとの答弁でした。

さらに、郵便局での業務委託について広報はどうに行うのかとの質疑に対し、広報きほく3月号へ掲載を予定しています。また、行政放送の文字放送での周知も予定していますとの答弁でした。

また、さらにLINEなどの他の方法は考えているか。町民への周知を最大限行っていくべきだがとの質疑。また、出張所から郵便局へ委託するに当たり、行政面、住民面でのメリットとデメリットは何かとの質疑に対し、広報は回覧板なども含め、様々な方法により周知していきますとさらに回答がありました。また、行政面でのメリットは費用の削減です。住民の方は、出張所5か所から郵便局8か所に増えることにより、本庁、支所から遠い地区も郵便局なら近い地区があり、利便性が上がります。また、郵便局で金融、郵便、行政のサービスが一度に行えます。デメリットはないと考えておりますとの答弁でした。

さらに、本庁舎に近い紀伊長島郵便局へも委託することになった経緯と1局委託しないことでの費用の面についてはどうなのかとの質疑に対し、本庁に近い紀伊長島郵便局については、委託が必要かの検討は行っています。その結果、町内全ての郵便局で行ったほうが住民の方々に分かりやすいという結論に至りました。費用面は1局当たり固定費が年間13万円ほどですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

申し訳ありません。訂正させていただきます。

先ほど紀伊長島郵便局と言いましたが、正確には紀伊東長島郵便局です。訂正させていただきます。失礼いたしました。

続きまして、議案第63号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。質疑に入り、出張所がなくなった跡地はどうに活用する予定かとの質疑に対し、三野瀬出張所は三浦会館の中にあり、建物の管理は生涯学習課の管轄となっている。職員がいなくなるため、調整を行っています。赤羽出張所は老人ホーム赤羽寮の中にあり、職員も兼務であるため特に問題はありません。引本出張所は引本会館の中にあり、商工会なども入っているため、人がいなくなることはありません。船津出張所は令和2年度から中里集会所の一部を改築して使用させていただいている。区長さんに説明したところ、出張所部分はそのまま残してほしいとのことです。桂城出張所は漁村センターの中にあり、大敷の事務所が入っており、人がいなくなることはありませんとの答弁でした。

質疑が続きます。引本会館の中にある商工会は、3階にあるため、住民にとって不便との話を聞いており、引本出張所であった1階部分が空くのであれば、商工会をその場所に有効に使用できないかとの質疑に対し、商工観光課及び商工会とも検討していきますとの答弁でした。

また、各出張所に配属されている会計年度任用職員は今後どのようにになりますかとの質疑に対し、赤羽出張所以外4か所にそれぞれ1人ずつ会計年度任用職員が配置されています。

5年任期であり、5年に満たない職員は、役場内での異動となります。5年の期間満了の職員は、通常どおり採用試験を受けていただくことになりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第66号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、保険料の資産割がなくなるという改正ですが、資産割をなくすことで全体の保険料は変わるとと思います。資産がない世帯は保険料の増加があると思いますが、最も上がる世帯で年間幾らぐらい上がる見込みですかとの質疑に対し、保険料の賦課方式を4方式から3方式に改正することによって資産割がなくなり、その資産割の分を所得割、均等割、平等割で補うことになります。改正後の保険料のシミュレーションを行っており、被保険者の所得別の世帯数を調べていますが、所得が0円の非課税世帯が全体の約30%、控除額の43万円以下の世帯が約14%です。全体の約44%の世帯がこの世帯になっております。また、所得割が200万円以下の世帯が38%、合計で所得が200万円以下の世帯が80%を超えてます。資産割額の総額を国民健康保険加入者世帯数で割ると、1世帯当たり約1万7,000円です。この額を平均的な1世帯当たりの資産割額として計算しますと、所得額が0円で2人世帯のケースですと、現在年間で4万8,000円ほど課税されておりますが、資産割がなくなりますので、今年度に比べて年間約1万2,000円ほど安くなる試算です。次に、所得額が100万円で2人世帯の場合ですと、今年度とほぼ同額の保険料になります。また、所得額が500万円の世帯ですと、今年度と比べて年間4万4,000円ほど高くなる試算になりますとの答弁でした。

さらに、資産がある世帯は1万2,000円下がるということですかとの質疑に対し、資産割額を全世帯で割りますと、1世帯当たり約1万7,000円です。固定資産のない方も見えますが、今年度の資産割額の総額が約4,000万円で、国民健康保険加入世帯は約2,300世帯です。これらを単純に計算して1世帯当たり資産割を1万7,000円と仮定し、シミュレーションしました。今回3方式で試算した中には、資産割は含んでおりませんが、1万7,000円のある世帯が3方式になった場合、先ほどの保険料になります。資産割がもっと多い世帯ですと、保険料は下がり、資産割がない世帯ですと上がるかと思いますとの答弁でした。

さらに、所得が100万円の人、500万円の人で資産割が賦課されていた人で、資産割がなく

なることによって保険料が増えるのか減るのかお聞きします。所得が0円で資産割のない2人世帯の場合、現在の保険料は年間3万1,000円ほどです。これが今後は3万5,000円ほどになります。ただし、この世帯が固定資産を持っている場合は、保険料が下がる可能性があります。500万円ほどの所得の場合は資産割がない世帯ですと現在51万3,000円ほどで、これが56万円ほどになりますとの答弁でした。

12月に年末調整、3月に確定申告が終わり、6月に所得が確定した後で保険料が上がるかどうかが分かり、1年分をそこから3月までの間で払うわけです。次の年から考えたら一緒のことですが、3方式がスタートすることで、ある程度の割り方、12か月で割って支払えるような考えはないですか。また、国民健康保険料の限度額も上がるのかとの質疑に対し、現在の国民健康保険は、仮算定、本算定があり、年12回で払っています。今後、仮算定をなくし納付回数を9回にする予定ですが、金額に応じて相談していただければ対応させていただきたいと思っているとの答弁でした。また、国民健康保険法施行令の改正により、来年度限度額が3万円引き上がる予定との答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分について、課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

質疑はありましたが、言葉の読み取りの違いということで、質疑なしという報告で失礼いたしました。質疑はありましたか、字句の聞き取りの質疑でしたので、そういう報告となりました。

以上です。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分について、質疑に入り、物価が上がり食費は大変ではないですか、食事の質は落ちていませんかとの質疑に対し、食費は1日当たり870円で予算を見ていますが、実績では1,000円前後となっています。物価も上がり非常に厳しい状況でありますが、質を落とさずおいしい食事を取っていただくよう努力していますとの答弁でした。

以上のとおり、老人ホーム赤羽寮所管分についての質疑を終了しました。

続きまして、環境管理課所管分について、塵芥処理費については、当初一般財源で予定し

ていたものをどのような形で地方債へ振替になったのかとの質疑に対し、当初の予算案は一般財源で計上していましたが、広域5市町の財政部局の協議で、より有利な地方債が活用できるということになり、今回財源更正という形で計上しましたとの答弁でした。

さらに、広域5市町への負担金に關係して拠出している部分に対して、振り替えて対応するということかという質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

続きまして、ごみの排出量とRDFの製造量は、それぞれ何トンかとの質疑に対し、令和5年度の実績は、可燃ごみが約5,300tです。約3,180tのRDFを製造していますとの答弁でした。

5,300tの中で生ごみは何トンかとの質疑に対し、可燃ごみ一体で処理をしているため、生ごみのトン数は把握していないとの答弁でした。

また、最終処分場に持っていくごみもこのトン数の中に入っているのかとの質疑に対し、最終処分場に持っていくごみはこの中に入っていませんとの答弁でした。

また、可燃ごみを5,300tから3,180tにするまでの費用はとの質疑に対し、令和5年度で約4億4,000万円ですとの答弁でした。

これは最終処分場に持っていく分は別ですかとの質疑に対し、別ですとの答弁でした。

さらに質疑が続き、住民の皆さんにも協力していただいてごみを減らし、還元できればごみも減ってくると思います。ある市では、アルミ缶などの缶を捨てればポイントとして還元したり、生ごみを堆肥化している町もあります。ごみの分別が進めば予算がもっと減ると思います。自分にとってプラスになることがあれば分別が進むと思うがとの質疑に対し、令和7年1月から資源プラスチックの分別が始まります。ペットボトルについては11月に水平リサイクルの協定を結び、100%リサイクルできる形になりました。協定先のサントリー等の協力も得ながら地域に還元していきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、環境管理課所管分についての質疑は終了しました。

次に、学校教育課所管分について質疑に入りました。

事務局費の中で児童生徒スクールバス運行事業で477万9,000円を計上している。矢口地区から上里小学校へ通う便のものだと思うがとの質疑に対し、現在、相賀小学校へのバス2台がありますが、上里小学校へのバスがありませんので、1台のバスを購入することを予定していますとの答弁でした。

バスは何人乗りなのか。また、運転手は委託するのか、直接雇用かとの質疑に対し、14人乗りのハイエースです。また、運転手は、現在のスクールバス運行事業で三重交通株式会社

に委託をさせてもらっており、来年度も委託をする予定ですとの答弁でした。

さらに、運転手が1人増えることで、三重交通に支払う費用がどれくらい増えるのかとの質疑に対し、上里路線が増えることにより運行の費用は、令和6年度に比べて300万円程度増額することを確認していますとの答弁でした。

さらに、委託ではなく町で直接雇用はできないのか。町で雇用すれば、バスの運転手分について地元の雇用も増えると思うがとの質疑に対し、今の委託業者には町内の運転手を探してもらうということになっておりますという答弁でした。

路線バスの管理として、三重交通に必ず委託しないといけないのかとの質疑に対し、運行について基準は設けていますが、同等の運行をしてもらえるような業者がありましたら委託可能だと考えていますとの答弁でした。

バス運行について、事故時の対応が直接雇用と変わらないのであれば、三重交通に上乗せの金額を支払って委託する必要はないのではないかとの質疑に対し、必ず三重交通を使うという考えではありませんが、まず子どもの安全が第一で、その上で運行の時間を守ってくれる業者というのが前提になっていますとの答弁でした。

現在の幼稚園のバスの委託も三重交通ですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

また、今現在使っているハイエースは何人乗りかという質疑に対し、14人乗りとの答弁でした。

矢口小学校が廃校になって、現在のハイエースを利用している人数に矢口小学校の人数が増えた場合対応できるのかとの質疑に対し、令和12年度までの推計で、今回購入する1台の追加で超えることはないと見込んでおります。1台増やすことによって、矢口浦上里線の1ルートと島勝浦からの便、矢口浦潮南中学校というルートと相賀の現在使っている2台がありますが、それらをいろいろ組み合わせながら通学する人数に対応したいと考えております。バスを今回購入しないでやりくりを行うことも考えていましたが、行きと帰りの便で帰りがどうしても運行の時間帯がかぶってしまい、対応できないような状況が予測されましたので、今回1台購入するという状況となっていますとの答弁でした。

続きまして、海山地区学校給食管理運営事業87万円は、軽トラックの購入と聞きましたが、中古車ですかとの質疑に対して、新車購入ですとの答弁でした。

既に購入されたということですが、既存の予算があったのかとの質疑に対し、既存予算は備品購入費で給食センターの別の備品の購入を予定していましたが、車が故障して急遽必要

になりましたので購入させていただきましたとの答弁でした。

87万円の軽トラックということで金額としては安いと思いますがとの質疑に対し、費用に関しては入札を行いました。設計額が123万570円です。2社が入札を行い87万円で落札していますとの答弁でした。

さらに、車のメーカーは、また、既存の予算があったということですが、予算に計上していない中での購入についてはどう考えているかとの質疑に対し、メーカーはスズキのキャリ一、既存予算で別の備品ということで、本来で言いますと、お話をさせていただかないといけないのかなと思っています。本当に申し訳ありませんでした。今回の件については急遽の話で、業務にも差し支えるということから、財政課と協議しながら購入させていただきましたとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第72号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第73号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第74号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑に入り、県支出金で介護テクノロジー導入支援事業補助金227万1,000円とあるが、介護テクノロジーとはどういうものかとの質疑に対し、介護報酬システムの更新費用やタブレット購入費となり、第1款計上分と第2款計上分を合わせて351万6,920円と備品購入費24万2,000円を見ていますが、それに対する補助金227万1,000円となっておりますとの回答でした。

また、今回タブレットを取り入れて事業を進めることになっているが、どのような形で導入するのかとの質疑に対し、赤羽寮にはA、B、C棟とあり、その各棟1台ずつと事務所にシステム請求書用で2台設置し、合計5台を活用する予定です。現場の各棟では、利用者の日々の健康状態などを入力する作業をしてもらうことになりますとの答弁でした。

また、介護サービス事業補助金ということで、当初予算では計上されていなかったが、なぜ補正で申請したのですか。県のほうで特別に補助金を出したのかとの質疑に対し、補助金の制度は当初からありましたが、赤羽寮で現在利用している介護報酬システムが令和7年3月末でサービスを終了するため、新しいシステムを選定している際に、このような事業も絡めて導入したいと思い申請していますとの答弁でした。

補助金を申請したのですか。申請を行い、交付決定を待っているところですとの答弁でした。

他の施設では、看取り加算を取っているようですが、赤羽寮ではできないのかとの質疑に対し、看取り加算については、検討段階にも入っていませんが、どのような人材や体制が必要なのかも把握できていません。研究して、できるものであれば実施していくますが、十分確認していきたいと思いますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました7案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

### **入江康仁議長**

これで各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、さきの9月議会定例会において継続審査となっていました令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定外4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

近澤チヅル決算特別委員長。

### **近澤チヅル決算特別委員長**

それでは、決算特別委員会に付託されました案件について、審査経過及び結果について報告いたします。

令和6年9月定例会において、決算特別委員会に付託されました令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ各会計の決算認定案件について、去る11月12日、13日に審査を行いました。

それでは、認定第1号 令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について審査経過と結果について報告いたします。

まず、議会事務局所管分について、質疑に入りました。執行課別決算書資料の議会費の中で総務課分とありますがどのような内容ですかとの質疑に対して、職員の人事費ですとの答弁でした。

以上で議会事務局所管分について質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について、総務課の説明を受け、質疑に入り、建設課の道路橋りょう維持費に総務課のものがあるがとの質疑に対し、土木費で総務課として所管しているものは、職員と会計年度任用職員の人事費です。職員については17名分、会計年度職員については4名分を計上していますとの答弁でした。

さらに、報酬、給料、職員手当等、共済費などの不用額の原因について、また、需用費は、コピーライタ、郵送料など節約したものかとの質疑に対し、人事費の不用額については、給料は170万円ほど、職員手当などは、時間外勤務手当が120万円ほどです。一番大きいものが共済費で、コロナ関連などの各事業において人事費を見ており、支出更正したことが大きな要因です。また、文書広報費の不用額について、それぞれの補助事業で事務費を見ており、コピーライタ等の支出更正がありました結果、不用額が発生いたしましたとの答弁でした。

以上で総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分について、財政課の説明を受け、質疑に入り、基金の運用利息があるがどのような運用をされたのか。また、歳出の部分でインボイス関係があるが事業内容とその成果はとの質疑に対し、定期運用についてはほぼ1年間、債券運用についてはほぼ10年になります。定期運用は32万4,000円、債券運用は8億1,000万円を利率0.110%から0.870%で運用し利息の358万4,259円で、合計が390万8,259円になります。定期については、紀北町資金管理運用委員会で協議をし、町財政の助けになるような形で運用をしております。また、インボイスについては、事業者に対応できるようシステム改修を実施しましたとの答弁でした。

さらに、財産売払収入はどこの部分か。また、地番をつけるのは個人になるのかとの質疑に対し、東長島と船津の無籍地の道になります。地番は個人の方につけていただくことになりますとの答弁でした。

企画費の財政課所管部分6,452万8,947円の事業内容をとの質疑に対し、企画費として計上しているのは、ふるさと納税推進事業の1事業のみの経費となっている。ふるさと寄附金の

事業を実施するに当たって、サイトへの委託料や発送費用になり、全ての費用を含めたものになりますとの答弁でした。

続きまして、ふるさと納税を増やしていくためには、人間関係の構築も必要不可欠だと思う。個人情報の観点からも難しいかもしれません、紀北町出身者などの名簿を作成し、人とのつながりを拡大していくことができれば、ふるさと納税もより多く期待できるものだと考える。また、ほかの自治体も参考にしながら実施してはとの質疑に対し、ふるさと納税は、紀北町にとって貴重な自主財源です。人との関係を築き、ふるさと納税を少しでも増やしていけるような取組をしていきたい。ふるさと納税についてはまたいろいろな制約もありますが、整理をしながら人とのつながりを拡大していきたい。さらに、ほかの自治体の状況も研究しながら取り組んでいきますとの答弁でした。

以上で財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、出納室所管分について、質疑に入り、使用料に不用額が発生したという説明があつたが、どういうサービスを導入し、安くなったのかとの質疑に対し、これまでデータ伝送サービスとして利用していました I S D N回線終了に伴う代替サービスについては、金融機関によって違いがあり、L G W A Nを使用したアンサーデータポートというサービスと、銀行協会によるバリュックスの2つのサービスを導入しています。バリュックスのほうが安価であることと、予算においてはサービス利用料を8か月分予算化していましたが、実績としては5か月分となったため、予算に不用額が生じたものですとの答弁でした。

以上で出納室所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分について、説明の後、質疑に入り、地方運行バス対策事業について、廃止代替バスの河合線と自主運行バス「いこかバス」の運行委託料の支出先は三重交通ですかとの質疑に対し、それぞれ三重交通への支出となっているとの答弁でした。

高度情報化推進事業の中でパソコン購入費480万8,000円となっているが、何台の購入で、どういうところに使われているのですかとの質疑に対し、今、職員は1人1台のパソコンを持たせていただいている。パソコンの寿命は大体5年ぐらいと言われていますが、庁舎内としてはまずは8年間ぐらいをめどに隨時交換させていただいております。退職などで余つてくるものはそれを回し循環することにしていますが、基本的には古くなったものを買換えさせていただくことになります。令和5年度は職員分38台のパソコンの購入費となっています。ある程度計画的にパソコンの状態を見ながら予算を計上し、購入をさせていただいているとの答弁でした。

また、さらに今38台と言われましたが、これは毎年発生する費用ではなく、8年に1回とか5年に1回ということか。また、古くなったパソコンは下取りされるのですか、廃棄するのですかとの質疑に対し、毎年予算計上の分は違ってくると思いますが、その都度計画的に計上させていただいて、更新させていただく予定です。また、データを削除し、廃棄という形で処理をさせていただいておりますとの答弁でした。

廃棄ということは、収入になるのか、支出になるのかとの質疑に対し、廃棄ということで引取りをしていただく形となっています。無料でやっていただける業者もいますので、そのあたりを考えながら処理していただいている状況ですとの答弁でした。

さらに質疑が続きます。小松原住宅は2戸入居中のことですが、合計で6戸あったと思う。現在4戸は使用できていないようですが、現状はどうなのか。また、修理代もかかっているとの質疑に対し、小松原住宅は6戸あり、そのうち2戸が入居していただいている状況です。昭和40年代に建てられたかなり古いものですので、新しい入居者は募集しないという形で進めさせていただいている。もう1戸に関しては、移住定住を考えている方のお試し住宅として整備させていただいております。維持管理費はほとんどが浄化槽の法定点検と保守点検費用になります。修繕料は押し入れの修繕費のみとなっておりますとの答弁でした。

また、地方バス運行対策事業について942万円の河合線運行委託料があります。乗車率はどうなのか。また、お出かけ応援サービス「えがお」は、利用が伸びている。詳細を。また、町外の病院などへ長期的な通院で行く回数が多い場合、福祉タクシーなどを利用すると高額な金額になり、生活が大変という声がたくさん出ているが、尾鷲に行くことができないのかとの質疑に対し、河合線の利用状況は、令和5年度で年間1,584人が利用している。令和4年度から比較しますと133人の減ですが、河合線はお仕事で長島地区に通われる方や生活で買物に通われる方の交通手段として現在使っていただいている状況です。「えがお」については、順調に伸びており、1日の運行回数は、令和4年度が16回程度、令和5年度が18回程度、1日の平均乗車人数も令和4年度が18人程度、令和5年度が20人を超す状況ということで利用は増えている状況です。「えがお」の町外への乗り入れについては、「えがお」の運行区域は紀北町だけということで、国土交通省から許可をいただいて運行をしている状態です。町外への運行となると、それぞれの市町に公共交通会議があり、そちらで認めていただくことも条件となりますし、他地域に関しては、民間タクシー事業者の方などがありますので、公共が実施する料金の場合、民業圧迫という部分も出てくるので慎重に協議を進めていく部分になると思っておりますとの答弁でした。

河合線の乗車率は1日に4人程度でよくはなってきていなかつたのか。また、「えがお」の運行について、公共交通会議で決めなくてはいけない部分があるが、実際に自分の交通手段となる公共交通で悩んでいる方は、会議の中には出席されていないと思う。また、そういう不自由されている方も会議に入れる必要があるのではないか、紀北町ではできないのか。本当に困っている方の声が公共交通会議に反映されにくい状況になっているのではないかという声を聞くが、検討はされたのかとの質疑に対し、河合線については、令和5年度においては地域間幹線であります尾鷲長島線、島勝線の補助の打切りを防ぐため、三重県等と協同し地域間幹線の維持のほうにまずは主力を置かせていただきました。地域間幹線の改変も終わりましたので、これから「いこかバス」、河合線も含め、地域の公共交通計画を基に今後の方針について、三重県、関係業者と計画を進めていきます。公共交通会議のメンバーについては、年配の方や地域の状況を把握するため、いきいきクラブ連合会の会長、民生委員児童委員協議会の会長、自治会連合会、それと福祉タクシー事業者の方も出席を願っていて、地域公共交通会議によりよい意見を反映していく体制を取っているとの答弁でした。

さらに質疑が続きます。河合線だけを考えると、利用者1,584人、942万円の三重交通への委託料となっているが、これをタクシー業者、福祉タクシー業者に委託すれば喜んで受託をすると考える。なぜ三重交通に委託するのか。また、河合線だけを考えたとき、1日4人の人を運ぶのにタクシーを使ったほうがずっと安いのではないかとの質疑に対し、三重交通に委託する理由として、運行を安全に行っていただく点と国家資格である運行管理責任者がおられますので、よりよく地域公共交通を運営していくために運行管理をお願いしています。また、新しく公共交通計画を立てさせていただいたので、町内全体で十分検討させていただきたいと考えておりますとの答弁でした。

以上で企画課所管分について質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について、質疑に入り、ふるさと納税に伴う税収の減について、ふるさと納税とは、自分の出身地や応援したい地域に寄附金を納めやすくするのが目的であると思います。その一方で、ふるさと納税の影響で都市部を中心に税収減となっている自治体もあります。紀北町は都市部ではないですが、どの程度税収が減額となっているのかとの質疑に対し、令和5年度のふるさと納税の利用者が539名、寄附金額が3,051万4,000円となっております。それに伴う税額控除については、1,420万2,000円が減額控除され、影響があつた額となっているとの答弁でした。

また、歳入の税務手数料について、現況地番図や各種証明書の手数料だと思うが、現況地番図の料金とその価格設定について他市町との情報交換を行ったことがあるのかとの質疑に対し、現況地番図、航空写真図はそれぞれ200円で、航空写真に地番図を重ねたものは400円となります。5年前の導入時には、近隣市町の状況も調査した上で価格を設定しましたとの答弁でした。

以上で税務課所管分について質疑を終了しました。

続きまして、住民課所管分について質疑に入りました。

諸費のうち、地区集会所の修繕ですが、集会所は町内何か所にあるのか。また、地域住民が減少し、管理に負担を感じている地区があると聞いたことがあるが、2か所をまとめて1か所にしてほしいなどの要望はありませんか。また、各集会所の使用頻度の把握はしているのかとの質疑に対し、集会所は町内に54か所あります。正式な要望としては負担を感じるとは聞いておりませんが、そのような地区がありましたら、住民課へ連絡をお願いしたい。また、各集会所の管理者に維持管理費として5万円の交付金の申請をしていただく際に、利用明細を添付していただいている。使用されていないところ、総会などで使用しているところ、老人会などが活発な地域では体操などで使用しているところもありますとの答弁でした。

さらに、マイナンバーカードについて、利用実績や普及率などは分かるか。また、繰越事業594万6,600円について、国の事情により繰り越すと説明があったが、詳しい説明をとの質疑に対し、マイナンバーカードの実績については、令和6年3月時点で、申請数1万2,988件、89.7%で県内10位、交付件数について1万2,072件で83.3%で県内2位となっています。令和6年3月国民健康保険被保険者3,370人のうち、保険証利用登録をしている方が2,306人、実際の医療機関での利用率は2.64%となっています。繰越事業については、マイナンバーカードへ氏名の読み方を記載するシステム改修費です。国のスケジュールの関係で、令和5年度から令和6年度に繰り越すものですとの答弁でした。

また、国民健康保険の被保険者の保険証利用登録者が多いですが、何か指導をしておりますかとの質疑に対し、ポイント事業があったときに、利用登録された方が多いと考えられますとの答弁でした。

コンビニ交付について、経費に対しての効果はあるのか。システムの経費や修繕費用などはかかるっているのか。また、設置費用はどのようなものなのかとの質疑に対し、コンビニ交付は令和2年1月から開始しており、閉店時や町外在住の方でも証明書の取得ができるなど、利用者の方々からは便利と聞いています。修理などは保守料を支出しており、ありません。

コンビニ交付を行う機械はコンビニの機械のため、設置費用はかかっていませんとの答弁でした。

便利ではあるが、毎年500万円ほどの経費が必要であり、将来的にどのように考えているのかとの質疑に対し、紀北町の事業の中でも住民の方に便利に利用いただいており、必要であると考えていますとの答弁でした。

以上で住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分について、説明の後、質疑に入り、生活困窮者自立相談支援事業とありますが、生活困窮者の定義はあるのですかとの質疑に対し、一般的には収入がなく生活に困っている方で、生活保護に至らない方が多いと思いますとの答弁でした。

また、それらの事業は社協に委託している事業とのことです。人数は。また、事業費500万円の支援事業内容はとの質疑に対し、人数は約30名です。予算の内訳は、主に人件費1名分です。町へ生活保護の申請をつないだり、貸付金についてなど、幅広い生活困窮相談をしていただけておりますとの答弁でした。

続きまして、災害援護資金貸付金返還金について、今年度1件完済されたということが状況は。また、実績の説明はとの質疑に対し、完済された1名の方は、以前に比べて事業が軌道に乗ってきたという状況の方です。そのほかでは1か月に支払っていただく金額を納付誓約によって減額している方が今も支払っていただいているケースがありますとの答弁でした。

続きまして、決算書34ページの国庫支出金、過年度収入の予算計上漏れの原因は何だったのですか。歳入歳出はあったのですかとの質疑に対し、保育関連の国庫補助金で、令和4年度事業分の実績の結果、令和5年度に追加でいただく補助金額を予算計上し忘れていたものです。例えば、県単の補助金だとその年度で締めるのでこういうことは起こらないのですが、一部の国庫補助金は翌年度精算になるものがあり、今回の場合は予算計上が必要でした。事業年度の翌年度に精算するもので、もらい過ぎの場合は返還し、足りない分は追加交付されるものとなっておりますとの答弁でした。

続きまして、認知症施策推進事業、地域支援事業の具体的な事業内容はとの質疑に対し、認知症施策推進事業は、認知症の方が地域で住み続けるために、正しい認知症についての周知啓発活動や認知症カフェを行ったり、認知症の方を集中支援するため、包括支援センターやケアマネージャー、医師などで支援を検討したりする事業です。紀北広域連合から委託金を受け、町から社協に事業委託しております。地域支援事業（生活支援体制整備事業）は、

社協に事業委託しており、ささえあい講座を開催したり、地域内で地域資源を探して、趣味などのマッチングを行ったりしていますとの答弁でした。

さらに、地域支援事業の中で、紀北健康センターに支出していますか。補助率はどれだけですかとの質疑に対し、令和5年度は646万8,000円支出しています。補助率で補助金を算出しているわけではなく、全額紀北広域連合からの委託金を充当しておりますとの答弁でした。

また、配食サービスについて詳しい説明をとの質疑に対し、申請は隨時受け付けており、対象者の現状確認を行い適当と認めた方に配食しています。月曜日から金曜日、1日1食、夕食用で1食550円、うち自己負担分400円、役場負担150円となります。食事製造はごみそうとヤマショーに委託しており、配達はシルバー人材センターに委託しておりますとの答弁でした。

以上で福祉保健課所管分についての質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分について質疑に入りました。

養護老人ホームの入所定員と現在の入所者数、また、入所基準や利用料の説明をとの質疑に対し、養護老人ホームの定員は50名となっており、入所者は11月1日現在で19名です。空床はありますとのことでした。養護の入所基準は65歳以上で自宅での生活が困難な方（環境的、家族間のトラブル等）が対象となっています。入所判定を行い、老人保護措置が必要となった方が入所となります。まずは福祉保健課等に相談し、入所判定をしてもらうのが第一段階になります。費用については、所得に応じ無理のない範囲で金額が決定されますとの答弁でした。

空床が多い原因はどうなのか。また、50名定員であるが、50名入所できないのかとの質疑に対し、介護保険制度が始まり、いろいろな介護サービスができたため、選択の範囲が広がりニーズが分散して入所数が減少したと考えられます。現在、現実問題としてベッドなしで生活できる方が少ないため、現状では50名の定員のうち27名が上限となっていますとの答弁でした。

以上で老人ホーム赤羽寮所管分について質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分について、説明の後、質疑に入り、環境衛生費、12節・委託料の中で、地球温暖化対策事業の地域再生可能エネルギーの調査費はどういうものなのかという質疑に対し、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を実施するに当たり、環境省の補助事業で、紀北町の地域再生可能エネルギーの導入目標を定めるために現状分析や指標を作成する事業ですとの答弁でした。

さらに、需用費を含め幾つかの項目で光熱水費の不用額が生じていたが、これらは見込みよりも電気料金等が上がらなかつたということかとの質疑に対し、予算策定時はガス・電気等に対する価格緩和措置の充当が見込めていなかつたため、通常単価で計上しました。しかし、結果的に緩和措置が1年間継続されたことにより不用額が生じたということですとの答弁でした。

さらに、広域ごみ処理施設の発注及び契約に当たり、事前に参考にした自治体はとの質疑に対し、基本計画策定時に、新潟県糸魚川市、施設規模48t、石川県七尾市、施設規模70tの施設を参考にしています。また、直近では施設規模240tと大規模になりますが、伊勢広域ごみ処理施設も参考にしていますとの答弁でした。

さらに質疑があり、債務負担行為20年で行っている施設は幾つありますかとの質疑に対し、今申し上げました3施設については、全て20年間の債務負担行為を組んでおりますとの答弁でした。

建設にも2年から3年はかかりますが、債務負担行為は運営だけで20年ですかとのさらなる質疑に対し、施設を稼働してから20年です。その理由としては、施設の耐用年数である20年間としていますとの答弁でした。

また、残土問題での水質検査費用は幾らぐらいですか。また、その費用の入札について、入札差金が発生したのかとの質疑に対し、令和5年度については条例施行前から置かれている残土付近も含め、土の検査は9検体、水質検査は17検体行っており、合計金額158万4,000円です。また、不用額が生じた要因については、入札を行った際の入札差金によるものです。

何パーセントぐらい落札価格が安くなったのですかとの質疑に、約40%の落札率になっているとの答弁でした。

40%になったとのことですが、今までと違う入札を行ったなどの原因なのかという質疑に対し、業者間での競争原理が働いたためかと推測しております。入札業者は従来と変わっておりませんとの答弁でした。

以上で環境管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、説明の後、質疑に入り、境界明確化、面積調査、森林整備委託料で2,650万円程度あるが金額の内訳はとの質疑に対し、こちらは森林環境譲与税譲与金を活用して実施したものです。まず古里地域ほかの境界確認業務1,818万7,400円です。三浦地域ほかの面積調査ほか業務は304万2,445円です。そして、令和5年度から私有林の間伐を始めましたが、相賀地域ほか保育間伐業務は174万1,630円、三浦地域は359万7,000

円となっていますとの答弁でした。

古里地域ほかの境界確認業務などの実績は見て確認することができますかとの質疑に対し、実績はありますとの答弁でした。

漁港管理費の部分で、島勝浦のトイレの水道代が133万円と聞こえたが合っていますかとの質疑に対し、各漁港施設の光熱水費の合計を説明したものです。島勝浦漁港の公衆トイレの水道料金については詳細は持っておりませんが、島勝浦漁港の公衆トイレの水道料金と電気使用料の合計は37万704円となっておりますとの答弁でした。

以上で農林水産課所管分の質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分について質疑に入りました。

きいながしま古里温泉について、令和5年度の損益はとの質疑に対し、利用人数については4万1,944名で、歳入は使用料と雑入を含めて2,036万7,744円、歳出は2,918万4,755円、差引き881万7,011円の損益となっております。ポンプの改修費用が1,000万円ほどありますが、基金から別途で支出しておりますとの答弁でした。

損益分岐点として何名で試算しているのかとの質疑に対し、試算ですが、平成30年度時点での収入総額が2,298万3,358円で、利用者数が4万9,120名でした。支出額が2,661万9,498円のため、この数字で黒字になるための利用者数を割り出すと約5万9,000名が分岐点と考えられますとの答弁でした。

さらに、黒字になる利用者数は今後見込めますか。また、難しいとは思いますが、自主財源の確保は年々厳しくなっているため、全体的に精査を行って可能な限り損益分岐点の数字に近づけるよう努力するべきと思いますがとの質疑に対し、コロナ禍で2万名ぐらいまで落ち込んだ利用者数が、令和5年度時点でのコロナ前まで戻りつつあります。今後も利用者数を伸ばす努力を続けていきますが、損益分岐点を上回る数字はなかなか困難ではないかと考えております。また、施設のキャパシティーの課題などもありますが、温泉祭り等、温泉そのものの魅力をPRしつつ、熊野古道20周年として古道を歩かれる方も増加していますので、そういう方々に向けてのPRも続けて利用客を増やしていきたいと考えているという答弁でした。

また、質疑が続き、EV用の充電器について何台所有していますか。保守点検委託料を含めて約400万円程度だと思うが、紀北町が支出する理由としては何があるのか。また、令和5年度の歳入としては幾らだったのかとの質疑に対し、紀北町所有のものは道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山、始神テラスに1台ずつ、合計で3台設置されています。理由として

は、いずれも町の管理備品であるため支出をしています。また、歳入として電気自動車用充電器設置維持権利金を頂いております。施設別に、道の駅紀伊長島マンボウが91万7,951円、道の駅海山分が77万1,854円、始神テラスが42万9,656円で、歳入合計で211万9,461円ですとの答弁でした。

これは公共サービスの側面もあると思うが、差し引いて赤字ということですかとの質疑に対し、おっしゃるとおりで、差し引いてプラスになっているわけではありませんとの答弁でした。

以上で商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について、説明の後、質疑に入りました。

町営住宅の未収金があります。今後の見通しを伺いたいという質疑に対し、未収金額は1,062万9,583円あります。この中には既に亡くなられた方、連絡がつかない方がいます。連絡がつく方には月々支払っていただいている。今後は未収金額について整理を検討していく必要があると考えていますとの答弁がありました。

また、収入を増やすという面で、町営住宅の空室対策が必要だと思うが、空室の状況はとの質疑に対し、町営住宅の空室の状況ですが、管理戸数に比べてかなり空室が出ております。入居可能な戸数が237戸ある中で、入居戸数が199戸、政策空き家が32戸となっており、毎年入居率が下がっております。常時、入居募集をしていますが、応募がない状況です。今年度、町営住宅長寿命化計画を策定しますが、この計画の中で、空室対策の方向性も検討しているところですとの答弁でした。

また、単身世帯でも入居できるよう、町営住宅の入居条件を緩和することも入居を促す方法だと思うがとの質疑に対し、空室数が増えて、家賃収入が減っていることから、長寿命化事業計画を策定することに当たり、入居者の方々からアンケートを取らせていただいております。入居条件につきましては、公営住宅法で定められている部分もあり、町独自で定めることができない部分もありますが、公営住宅の入居条件について緩和できるところは緩和していくみたいという答弁でした。

海山地区で公園を増やして管理をきちんとしてほしいといった意見がありますが、町として公園の整備計画や管理についてはとの質疑に対し、令和5年度は玉児童公園に遊具を設置しました。遊具の設置については、毎年遊具の点検をし、危険箇所が出た遊具は撤去し、新たに設置するのが現在の状況です。運営の管理については、建設課の直営作業班や委託事業者で草刈り、樹木剪定などを行っていますが、公園の数もかなりの数がありますので、年に

1回か2回程度草刈りや剪定を行っています。また、複数の課で管理している公園もありますので、お気づきの点がありましたら、建設課までご連絡くださいとの答弁でした。

さらに、道路橋りょう維持費の備品購入費は、カーブミラーの購入と聞いたが、自治会からの要望があれば、全て設置しているのかとの質疑に対し、カーブミラーの設置については、全ての要望に対して設置しているわけではありません。現地を確認し、必要性を判断して設置していますとの答弁でした。

また、さらに住宅費の委託料の不用額139万1,713円の内訳はとの質疑に対し、住宅費の委託料の不用額の主なものについては、木造住宅耐震診断件数が、当初予算では60件を見込んでいましたが、実績は32件にとどまつたことによるものですとの答弁でした。

令和5年度原橋の長寿命化工事がありましたが、工事後道路に水がたまるようになっているので改善していただきたいという話もありますがとの質疑に対し、工事施工前に比べて不具合が出た部分については調査をして対応していきたいとの答弁でした。

以上で建設課所管分について質疑を終了しました。

### **入江康仁議長**

ここで、報告の途中でありますが、昼食のため午後1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 56分)

---

### **入江康仁議長**

時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

### **入江康仁議長**

それでは、近澤チヅル決算特別委員長、報告の続きを演壇でお願いいたします。

近澤チヅル決算特別委員長。

### **近澤チヅル決算特別委員長**

それでは、午前中に続き報告をさせていただきます。

危機管理課所管分についてに入ります。

危機管理課の説明を受け、質疑に入りました。消防団についての質疑がありました。消防

団員に対する質疑です。報酬は1回当たり幾らなのか。また、消防団車両については何年をめどに更新しているのか。50年前から車両購入後10年で10万km走行という基準があったが、当時とは比較にならないほど車両やその他の機器も性能が上がってきているので、それも考慮して更新を計画していくべきだがとの質疑に対し、消防団員の報酬については1回につき出動報酬が8,000円、訓練、警戒手当1回4,100円、機器整備手当は月額4,100円。また、車両購入後10年で10万km走行している車両が更新対象でしたが、10万kmを超える車両はほとんどないので、現在は年数を決めず、車両及び機器の点検時に状態を確認し更新を検討している。また、消防団の車両は27台あり、今後も課のほうで最善の方法を検討していくという答弁がありました。

防災無線の保守点検業務委託料979万9,900円のことですが、子局は町内で何基あるか。消防団の所有する無線機は予算措置されているかとの質疑に対し、町内で88基の子局がある。また、予算措置はされていないが、故障したときの修繕については町で負担することになりますとの答弁でした。

また、汐ノ津呂排水機場整備事業の予算について、予算現額が4億5,164万9,700円となっているうち、決算額が1億5,577万6,500円となっている。これはどういうことなのかとの質疑に対し、令和5年度支出額が1億5,577万6,500円であり、あの予算残額は繰越明許費ですとの答弁でした。

以上で危機管理課の所管分についての質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について、説明の後、質疑に入り、奨学金返還金について731万円とあるが、その実際の収納率は。また、補助金について校長会と教頭会へのという説明があったが、その他もあるのか。また、校長会、教頭会へはどれだけ補助しているのか。校長会や教頭会への補助というのは、全国的に他県や他市町でも一般的によくあるものなのか。なぜしっかりと給料のある方々の会へ公費で補助するのか疑問があるという質疑に対し、現在の収納率は93.78%、過年度の収納率は17.59%です。現年度と過年度を合わせた全体の収納率は51.69%となります。また、校長会のほかに学校教育文化活動振興事業補助金があります。校長会と教頭会で合わせて56万5,000円。さらに、他市町の状況については把握できていませんとの答弁でした。

さらに、補助金について約738万円の予算のうち、不用額が約370万円と非常に大きいと思うが、主な要因の説明をとの質疑に対し、当該補助金予算については、校長会、教頭会への補助のほか、子育て応援事業も含まれている。内容は、幼稚園児、第3子に対する給食費の

無償化となっています。令和5年度は結果として国からの補助金を活用できたため不用額が発生したとの答弁でした。

国の補助がなくなったらここに無償化の予算は含まれてくるのですかとの質疑に対し、町単独の補助内容としては、第3子、幼稚園児の給食費の無償化、進入学児童用品の支給があるが、その分については含まれてきますとの答弁がありました。

また、不用額についてさらに決算書82ページの需要額について627万5,000円とあり、多いと思うが、需用費の内容を含め、不用額が発生した要因の説明をとの質疑に対し、需用費の内訳としては、電気、水道、ガス代などの光熱水費、燃料費、消耗品費、修繕費、印刷製本費などが主なものとなっております。昨年度は電気代の値上げがあり、補正予算で対応させていただいたかと思いますが、各科目の予算執行の結果、実績として発生したものとの答弁でした。

また、修繕の要望は多くあると思うが、全てクリアできているわけではないと思うがどういう状況かとの質疑に対して、毎年学校、幼稚園から要望書を提出していただき、学校教育課で内容を精査、検討させていただき、予算要求をしています。結果として予算化できなかったものもありますとの答弁でした。

また、さらに特別支援学級生徒介助教員設置事業があり、介助教員と介助員を合わせて6名とあるが、その中の予算額1,591万8,000円に対して、決算額が898万1,000円と半分程度の執行額となっていますが、これは介助員、介助教員がいなかつたのか。また、介助員、介助教員になるには資格は必要なのか。また、応募方法についてはどうなのかとの質疑に対し、介助教員と介助員を合わせて6名であり、要因としては、全ての介助員が4月1日から稼働しているわけではないこと、年度途中での退職もあることが挙げられます。人数についてはそれらを踏まえて年度内で6名の方が勤務されたという意味合いとなります。また、募集についてはハローワークを活用しています。また、課内の事務担当が、現職の介助員に継続していただけるよう声かけをして人員の確保に尽力しております。資格については、介助員は特に必要ありませんが、介助教員については教員免許状が必要となりますとの答弁でした。

さらに、奨学金についての質問がありました。当初予算848万円に対し、決算額が332万円、大幅に減額補正されているが、予算枠の募集人数、応募の人数、審査結果の人数はどうなのか。また、応募が少ない状況が続いていると思うが、それは魅力がないということか。近隣市町では地元へ戻って就職をした場合に返還を免除する制度を取り入れているところもあり、それについての話もあるが、令和5年度については分析、検討等どういう状況だったのか

との質疑に対し、予算枠で11名を想定しておりましたが、実績として4名応募があり、4名全てが審査の結果、認められました。全国的に返還の免除に関する制度は多くあります。学校教育課としても令和4年度から継続して調査、検討をさせていただいているとの答弁がありました。

以上で学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、生涯学習課の説明を受け、質疑に入り、二十歳のつどいの記念品について、令和5年度はどのような記念品だったのか。また、開催の時間について午前10時30分からということで遅くなっているが、朝早くからの着つけなど大変な面もあるので、午後からの開催などの検討をという声もあるが、どのように検討しているのかという質疑に対し、令和5年度はふくさとトートバッグを記念品として渡しています。時間については、以前から早い時間から始まるといったいろいろな話は聞いております。二十歳のつどいについては、3連休の間ということで実施させてもらっている。できれば集まっていた20歳の方たちでいろいろな時間を過ごしてもらいたいということもあります。早めに設定をさせていただいております。若者が集まる機会というのが少なくなっているかと思っている中ですが、昼からの時間についても、そのことについても検討のほうもさせていただけたらと思いますとの答弁でした。

また、熊野古道の関係について、生涯学習課で令和5年度に使われた費用はありますかとの質疑に対し、熊野古道の関係について、生涯学習課では、保全活動の部分について支出をさせていただいており、イベント等については、他の課の担当になります。保全作業の手数料として令和5年度は65万6,600円を支払っております。また、材料費についても熊野古道の保全活動として11万188円を支出しているとの答弁でした。

さらに、集会所などについて質疑がありました。集会施設等管理運営事業について、社会教育施設8館とあるが、どこを指しているのかとの質疑に対し、三浦会館、古里会館、海野会館、赤羽会館、引本会館、長島多目的会館、若者センター、木工陶芸工房となっておりますとの答弁でした。

さらに、社会教育施設8館の維持管理費が約800万円、公民館2館の維持管理費が約1,100万円で、公民館が高額なのは分かりますが、光熱水費について公民館2館で約1,000万円となっている理由はとの質疑に対し、他の8館に比べて施設も大きいということ、利用頻度が高いということ、冷暖房費はその都度使うということで金額が上がっているかと思いますとの答弁でした。

電気代は今後も上がるのではないかと思うので、省エネのことを考えるのも一つであり、例えばソーラー発電なども検討していただきなど、電気代などの経費の節約を少しでも考えていただきたいと思うがとの質疑に対し、東長島公民館と海山公民館については、今年度に水銀灯などの照明からLED化するということで、電気代の軽減にもつながるかと考えていますとの答弁でした。

以上で生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

次に、水道課所管分について、水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で一般会計歳入歳出に係る全ての課の質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、今回の決算を見ていて便利さとともに固定額が上がってきてている。これから高齢化していくって景気も悪くなる可能性も秘めているので、固定額が今後便利さとともに増えていく、そして収入はそれほど増えないということもありますので、今後相當に何かを考える必要があるのではないかという懸念があるということを申し述べて賛成討論とさせていただきますという賛成討論がありました。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入り、後期高齢者のところで保険と介護予防の一体的事業とはどういうことなのかとの質疑に対し、令和5年度から始まった事業で、後期高齢者の方が元気でいられるための事業であり、県からの補助事業として行っていますとの答弁がありました。令和5年度は、各集会所で高齢者の方が集まって行っている事業に出向いて、健康体操や健康相談を実施したり、「あなたの健康生活スタートブック」という生活習慣病予防のための冊子を作成して12月広報と併せて配布しました。後期高齢者だけでなく、町全体で健康になってもらいたいとの思いもあり、全家庭、病院等にも配布しましたとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

老人ホーム赤羽寮の説明を受け、質疑に入り、特別養護老人ホームの諸条件は。また、一部屋に何人入れるのか。どの部屋が空いているのかとの質疑に対し、特別養護老人ホームの定員は50名となっており、入所者は11月1日現在で31名です。入所条件は、原則として介護度3以上の方が利用でき、ショートステイ事業については、要支援1も含めショートステイが利用できます。部屋については、個室、2人部屋、4人部屋とありますが、その方の状態によって振り分けさせていただいている。利用具合によりその都度変わっておりますが、4人部屋が空いているとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和5年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課長の説明と決算についての報告がありました。

その決算報告は、監査委員より、適正な財源確保、水道施設の整備及び維持管理などの適正化についてご意見をいただきました。

高度経済成長期を中心に整備された水道管は老朽化が進んでおり、併せてサービスの提供に必要な水道施設におきましても、同じように老朽化が進み、更新する投資的費用が増大しています。

また、人口減少や高齢化に伴う料金収入の減少及び原材料費、エネルギー価格などの高騰により、水道事業をめぐる経営環境は一層厳しさを増しています。

水道課では、老朽化した水道管や地震に弱い水道管を耐震性のある水道管に取り替える工事を順次進めしており、今後も経費の見直しや削減を行うとともに、企業債の圧縮により後年度に負担を増加させないよう、企業債の償還額をセーブしていくなどの自助努力を行い、健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化を図っていきたいという課の決算報告がありました。

それから、その後質疑に入り、相賀橋架替工事に伴う既設管撤去工事に係る費用で、予算1,710万円に対し、決算額が443万8,000円となっているが、この差額についての説明をとい

う質疑に対し、相賀橋架替工事に伴う既設管の撤去費用で1,710万円の費用を見ていましたが、右岸、左岸側の一部で撤去できない既設管があり、予算に対して決算が減少したという答弁がありました。

また、撤去できなかった管については、今後撤去するのかという質疑に対して、撤去する予定ですという答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終わります。

間違ったところとかお聞き苦しいところもあったと思いますが、お許しを願いたいと思います。報告を終わらせていただきます。

### **入江康仁議長**

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

これで、各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### **入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第65号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### **入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第67号 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### **入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第69号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第70号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第1号 道路舗装についての請願の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第62号 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第63号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第72号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質

疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第73号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第74号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号 令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和5年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

---

**日程第3**

**入江康仁議長**

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第62号 紀北町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第4**

**入江康仁議長**

次に、日程第4 議案第63号 紀北町総合支所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5

**入江康仁議長**

次に、日程第5 議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

議案第64号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

これに関しましては、62号、63号におきましては委員長報告で賛成と報告させていただいたので賛成をさせていただきましたが、64号については私自身の思いとして反対の立場で討論をさせていただきます。

出張所、要するに支所をなくする、出張所を掲示場に改正するものです。これらにつきましては、その場で働いている会計年度職員の皆さんについては、所内に配置されるなどというお話もありましたが、経費を節約できるという案内、そういう用紙もいただいております。会計年度職員は本当に弱い立場の皆さんで、1年間で雇用を切られる立場の方です。そして、多くが女性であります。そういう方たちの雇用の場を少なくする、そういう思いがあります。

そして、何より女性、国際的に日本のジェンダーの状況は悪く、女性撤廃法では日本は何回も国連から警告を受けております。

それらを勘案し、住民サービスが低下されるのではないか、また、弱い立場の会計年度職員の職場を奪うことになり、さらに税収も減ることになると思い、反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 多 数 起 立 )

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第6**

**入江康仁議長**

次に、日程第6 議案第65号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第65号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多數起立)

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第7**

**入江康仁議長**

次に、日程第7 議案第66号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第8

**入江康仁議長**

次に、日程第8 議案第67号 紀北町普通河川管理条例の一部を改正する条例を議題いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第9

**入江康仁議長**

次に、日程第9 議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第10

### 入江康仁議長

次に、日程第10 議案第69号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第69号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第11

### 入江康仁議長

次に、日程第11 議案第70号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その1）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第70号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第12**

**入江康仁議長**

次に、日程第12 議案第71号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第71号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第13

**入江康仁議長**

次に、日程第13 議案第72号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

それでは、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第72号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第14**

**入江康仁議長**

次に、日程第14 議案第73号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第73号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第15

### 入江康仁議長

次に、日程第15 議案第74号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第15 議案第74号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第16

### 入江康仁議長

次に、日程第16 議案第75号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第75号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第17

### 入江康仁議長

次に、日程第17 請願第1号 道路舗装についての請願を議題といたします。

討論を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、討論は賛成討論から行います。

まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

日程第17 請願第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 起 立 な し )

**入江康仁議長**

起立なしです。

したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

---

**日程第18**

**入江康仁議長**

次に、日程第18 認定第1号 令和5年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第18 認定第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**日程第19**

**入江康仁議長**

次に、日程第19 認定第2号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第19 認定第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第20

### 入江康仁議長

次に、日程第20 認定第3号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第20 認定第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第21

### 入江康仁議長

次に、日程第21 認定第4号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第21 認定第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第22

### 入江康仁議長

次に、日程第22 認定第5号 令和5年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第22 認定第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、追加議事日程等の配付のため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 1時 57分)

---

**入江康仁議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 59分)

---

**入江康仁議長**

それでは、配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

**入江康仁議長**

それでは、追加議案も少し多いものですから、2時15分まで暫時休憩といたします。

(午後 1時 59分)

---

**入江康仁議長**

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 15分)

---

## 日程の追加

入江康仁議長

町長から追加議案7件と議会運営委員会から発議1件が提出されており、これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案7件と発議1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

次に、追加議案7件の審議に当たっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案7件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求ることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案については、一括して提案理由並びに内容説明を求ることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## **尾上壽一町長**

それでは、本日追加上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第76号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例。

人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第5号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,112万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,621万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億143万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳予算の総額に歳入歳出それぞれ15万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,962万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第81号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億232万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第82号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出につきましては、135万2,000円を増額し、総額を3億6,998万7,000円に、資本的支出につきましては、14万3,000円を増額し、総額を2億9,673万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、7件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

## **入江康仁議長**

それでは、続いて各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第76号及び議案第77号の内容説明を求めます。

水谷総務課長。

### 水谷法夫総務課長

議案第76号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第76号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月20日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

人事院勧告が令和6年8月8日に勧告され、国家公務員の給与について人事院勧告のとおり改正することが令和6年11月29日に閣議決定されたことにより、これまでと同様に人事院勧告に合わせ改正いたしたく、追加で上程をさせていただきました。

2ページをお願いいたします。

第1条では人事院勧告に準拠した改正文で、期末手当、勤勉手当と行政職給料表の改正であります。

6ページをお願いいたします。

第2条では期末手当と勤勉手当の改正であります。

本条例は、附則により公布の日から施行することとし、第2条は令和7年4月1日から施行することとしています。

第2項で第1条の規定の適用は、給料表が令和6年4月1日、期末手当と勤勉手当が令和6年12月1日としています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第1条関係であります。

第25条第2項では職員の期末手当の支給率につきまして100分の122.5を6月は100分の122.5、12月は100分の127.5に、第3号では定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の

68.75を6月は100分の68.75、12月は100分の71.25としています。

第28条第2項第1号では職員の勤勉手当の支給率につきまして100分の102.5を6月は100分の102.5、12月は100分の107.5に、第3号では定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の48.75を6月は100分の48.75、12月は100分の51.25としています。

9ページをお願いいたします。

9ページから12ページが改正後の行政職給料表で、13ページから16ページが改正前の行政職給料表であります。

17ページをお願いいたします。

第2条関係であります。

第25条の期末手当は、第1条で改正しました職員の6月と12月の支給率を6月、12月ともに100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の70に改正するものです。

第28条の勤勉手当は、第1条で改正しました職員の6月と12月の支給率を6月、12月ともに100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の50に改正するものです。

以上で議案第76号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

次に、議案第77号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第77号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月20日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

20ページをお願いいたします。

人事院勧告に準拠した現業職給料表の改正であります。

24ページをお願いいたします。

本条例は、附則により公布の日から施行することとし、令和6年4月1日から適用することとしています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

26ページをお願いいたします。

26ページから29ページが改正後の現業職給料表で、30ページから33ページが改正前の現業職給料表であります。

以上で議案第77号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

### 入江康仁議長

次に、議案第78号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

### 上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第78号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,621万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出

紀北町長 尾上壽一

当補正予算の内容ですが、国会審議の遅れなどからさきの令和6年度一般会計補正予算（第4号）に予算計上できませんでした人事院勧告に準じての人事費改正分を精査の上、計上するものでございます。

それでは、予算に関する説明書の7ページ、歳入予算をご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金4,112万4,000円の増額は、当補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億2,326万5,000円となります。

次に、歳出予算でございますが、8ページから27ページになります。

各ページの款項目において計上されております補正額は、全て人事院勧告に準じての職員

人件費の精査に伴う増額補正であります。

また、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護サービス事業に対する繰出金につきましても、職員人件費の精査に伴い一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

28ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、補正はございません。

29ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内容につきましては職員分から説明させていただきますので、30ページをご覧ください。

給料1,816万9,000円は、職員手当1,411万4,000円、共済費262万5,000円の増額により、合計は3,490万8,000円の増額となり、補正後の総額としましては12億7,893万7,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、31ページになりますが、補正はございません。戻りますが、29ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は3,490万8,000円を増額し、19億3,009万円となります。

32ページをご覧ください。

増減額の明細でありますが、給料1,816万9,000円の増額は、給与改定による増額でございます。

職員手当1,411万4,000円の増額につきましても、給与改定による増額でございます。

33ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第78号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 入江康仁議長

次に、議案第79号及び議案第80号の内容説明を求めます。

世古住民課長。

### 世古基樹住民課長

それでは、議案第79号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億143万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも、国会審議の日程の都合上、議案第72号に予算計上できなかつた人事院勧告に準じての職員4名分の人事費の精査でございます。

以上で、議案第79号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第80号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,962万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月20日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも、国会審議の日程の都合上、議案第73号に予算計上できなかつた人事院勧告に準じての職員1名分の人事費の精査でございます。

以上で、議案第80号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説

明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**入江康仁議長**

次に、議案第81号の内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

**東雅人老人ホーム赤羽寮長**

それでは、議案第81号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

**(歳入歳出予算の補正)**

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億232万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和6年12月20日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、他会計同様人事院勧告による補正予算の増額になっております。

それに伴いまして歳入の6ページのほうをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金、ここにつきまして一般会計から225万3,000円の繰入れをいただいて計上させていただいております。

続きまして、歳出、7ページのほうをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費、225万3,000円の増でございますが、一般職員、現業職員含めまして9名分の人事院勧告による人件費の増額を計上させていただいております。

以上で介護会計についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

**入江康仁議長**

次に、議案第82号の内容説明を求めます。

宮原水道課長。

### 宮原優水道課長

それでは、議案第82号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款 水道事業費用の既決予定額を3億6,863万5,000円に補正予定額135万2,000円を増額し、計を3億6,998万7,000円に。

第1項 営業費用の既決予定額3億5,000万円に補正予定額135万2,000円を増額し、計を3億5,135万2,000円に補正するものでございます。

続きまして、（資本的支出）でございますが、第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億703万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,316万円、当年度分損益勘定留保資金9,387万3,000円で補填するものとする）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款 資本的支出の既決予定額2億9,659万2,000円に補正予定額14万3,000円を増額し、計を2億9,673万5,000円に。

第1項 建設改良費の既決予定額1億9,264万3,000円に補正予定額14万3,000円を増額し、計を1億9,278万6,000円に補正するものでございます。

続きまして、（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）でございますが、第4条 予算第8条中（第1号）職員給与費「5,956万8,000円」を「6,095万7,000円」に改めるものでございます。

令和6年12月20日提出

紀北町長 尾上壽一

本補正予算につきましては、各会計同様国会審議の日程の都合上、令和6年度水道事業会

計補正予算（第1号）に予算計上できませんでした人事院勧告に準じての人事費改正分を計上するものでございます。

内容につきましては、実施計画説明書に基づき収益的支出からご説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

支出、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費に135万2,000円を増額し、8,687万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、職員8名分に係る人事費でございます。

20ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は14万3,000円を増額し、9,602万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、収益的支出同様、改正分に係る職員1名分の人事費でございます。

以上で、議案第82号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

---

### 追加日程第1

### 入江康仁議長

追加日程第1 議案第76号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第76号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

## 追加日程第2

### 入江康仁議長

次に、追加日程第2 議案第77号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 議案第77号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### 追加日程第3

**入江康仁議長**

次に、追加日程第3 議案第78号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

まず、77号と76号が可決されたんですけども、これ人勘で分かっていたわけですから、執行部においてまず1点が専決処分ができなかつたかということが1点。

もう1点は、4,100何十万円、それからほかの議案のところにいっていますね、これは一般財源になっていますね。これは後で結局国のほうから交付税として算入されるのかどうかということですね。

この年末の忙しいときにこれ年末調整しないといけないね、全部。大変だと思うんです。

全部これを入れて年末調整するわけでしょう。この3点についてのお答えをお願いいたします。

**入江康仁議長**

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

失礼いたしました。すみません、こちらの人事費でございますが、追加で上程が間に合う日程となりましたので追加で上程をさせていただいてご審議いただきたいということで追加で上程をさせていただきました。

あとは……

**10番 瀧本攻議員**

そんなこと聞いていない。専決処分できなかつたのかって聞いてるのに。

**水谷法夫総務課長**

議会中で追加で上程が可能な日程でございましたので、執行部といたしましては議案として上程をさせていただ……

**10番 瀧本攻議員**

答えになっていない。

**入江康仁議長**

いや、もうとにかく答えてください。

**水谷法夫総務課長**

いただいた次第でございます。

普通交付税につきましては、ちょっと今年度の追加の交付がされるかどうかは未定でございますが、来年度からはこちらの国家公務員の人勧の人事費を反映した普通交付税の中に含まれて交付されるようになってございます。

年末調整につきましては、こちらの支払いを含んでということで年末調整をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

ちょっと答えにならないんだよね。町長は専決処分できなかつたかと、4,000何万円

をね、お金あるんだから。そうすると、早くいくわけですよ、人勧が決まってるわけだから。人勧に基づいて計算したらいいことだから。専決処分していればこんな遅くならない。そういうことを聞いてるわけですよ。

**入江康仁議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

基本的には、専決等はできるのは当然でございますが、当然というよりできますが、我々といったしましては、できるだけ専決はしないで議会へ上げるべきものは上げて、それから議会のご承認をいただくというような今までの姿勢でございます。

それと、この閣議決定がされて待たせていただいているうちで議会のほうの日程の中で追加議案で間に合うのではないかということでございました。こういうことで間に合わないのであれば専決させていただかなければいけないと思いますが、我々としては議会の議決意思をいただくために追加議案ということで議長に提案させていただいて議運のほうでお認めいただきました。

**入江康仁議長**

瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

今日はもう12月20日ですね。もう来週しかない、もう計算できてるんですね、それならば、これは、出納室では。もう計算したものちゃんともうできてるんでしょう、いわゆる源泉徴収票、できた状態にあるわけでしょう。その辺1点お願いします。今から議会の議決を得て、議会が否決したら調整できないじゃないですか。

**入江康仁議長**

中場副町長。

**中場幹副町長**

少しお答えをさせていただきます。

議員おっしゃったように、大変忙しい中でこの年末調整するのは大変でございますが、担当といったしましては、既に人事院勧告の中身が分かっておりましたので、閣議決定前に準備も進めまして、どちらにしても対応できる体制を取らせていただいております。

以上でございます。

**入江康仁議長**

もう1回だけどうぞ、瀧本議員。

#### 10番 瀧本攻議員

そんなどったら専決処分しておいたらええんさ。そうでしょう。もうちゃんと座布団敷いてしてあるんだから。これ議会の議決って言ったって、こうしましたよ、人勧でって。この日本のしきたりじゃないですか、人事院勧告がね。大体1億以上の企業、資本金の、5,000人ぐらいかな、そういう人のいわゆる賃金は人勧が精査してどのぐらい上げようかという人勧が起こるわけですね。そうするのが普通、だから中身としてはもう専決処分した状態でもう座布団敷いてる、そうでしょう。

#### 入江康仁議長

中場副町長。

#### 中場幹副町長

すみません、何度も説明が下手で申し訳ないです。実は、この国家公務員の給料の人事院勧告なんですけれども、11月29日に閣議決定がされてございます。我々も人事院勧告が出るということで、どの段階でこれを予算に上げるか、関係条例をいつ上げるかということをいろいろ検討していました、他市町の状況も調査をいたしましたが、ほとんどの市町が閣議決定後にやるということでございましたので、私どももそれに合わせたという部分がございます。

議員おっしゃったように、専決もできないことはないんですけども、議会も始まっておりますし、できれば議員の皆様方にも詳細説明をさせていただきまして議決をいただきたいという趣旨で上げさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

#### 入江康仁議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第3 議案第78号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**追加日程第4**

**入江康仁議長**

次に、追加日程第4 議案第79号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

この財源は繰越しになっているんです。繰越金を入れている。一般財源じゃない。余った金を入れているわけですよ。その辺の違いですね、一般財源。その次もそうですよ。

**入江康仁議長**

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

特別会計につきましては、繰入金で財源となっておりまして、一般会計の予算といたしましては一般会計からの繰出金で一般会計で予算を計上させていただいてございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

いいですか。

**10番 瀧本攻議員**

いいです。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まずは、原案に反対討論される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第4 議案第79号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 追加日程第5

**入江康仁議長**

次に、追加日程第5 議案第80号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

瀧本議員。

#### 10番 瀧本攻議員

ここは事務の繰入れになっているんですよ、財源がね。それちゃんとしてもらわないと次水道会計がそうですよ、剩余金で入れているわけやから、地方公営企業やから。

#### 入江康仁議長

水谷総務課長。

#### 水谷法夫総務課長

この繰入金の名称につきましては、それぞれの会計の繰入金の名称がございますが、内容といたしましては、国民健康保険も後期高齢者も介護の特別会計も一般会計からの繰出金でございまして、各会計によりましてちょっとそれぞれ歳入の名称が異なっておりますだけで、内容としては同じ一般会計からの繰出金となってございます。

以上でございます。

#### 入江康仁議長

瀧本議員。

#### 10番 瀧本攻議員

それだったらちゃんと一般財源って書かないといけない。繰越しだとか、繰入れだとか、字句が違うじゃないですか。4,100万円については一般財源でぱつとうたってあるわけですから、そうでしょう。

#### 入江康仁議長

水谷総務課長。

#### 水谷法夫総務課長

ごめんなさい、ちょっとそれぞれ一般会計からの繰入れという表示なんですが、ちょっと表示箇所が異なってございまして、ちょっとその辺の混乱がございましたが、国民健康保険事業会計では目に一般会計繰入金として表示をさせていただいております。後期高齢者医療会計につきましては、項で一般会計繰入金ということで、ごめんなさい、歳入の6ページで一般会計の繰入金ということで表示をさせていただいておりまして、介護会計につきまして

は歳入の6ページになりますが、こちらも目で一般会計からの繰入金というところで表示のほうをさせていただいてございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

それだったら同じように書いておかないといけない。どっちが本当か分からぬでしよう。繰越しだとか繰入れだとか、一般会計から繰入れとびしっと書いておいたらですね、目との説明と違うんだから、そうでしよう。

**入江康仁議長**

中場副町長。

**中場幹副町長**

議員大変申し訳ございません。議員おっしゃられたとおり、各会計でそれぞれの表示が少しづつ違ってございますのは事実でございます。これが同じように一般会計繰入金ではあります、名称としては少しずつずれておりますので、この辺はちょっと精査もしたいなと思いますが、会計上のことでございますので、この場でははっきりは申し上げられませんが、一度調整できるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**10番 瀧本攻議員**

もう1回できる。

**入江康仁議長**

もう1回いいですよ、4回目だけれども。

はい、どうぞ、瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

そうすると、さっき4,100万円って言いましたね、4,100何十万円。それがいわゆる81号まで結局お金が入ってくるわけですね。それに対して、いわゆる来年度、来年度か今年度か知らないけど、来年のいわゆる令和6年度で国からいわゆる交付金が下りるかどうか知らないけども、そういうことというふうに解釈してよろしいですね。

**入江康仁議長**

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

普通交付税の算定につきましては、10万人規模の都市で算定をされまして、その単位費用に基づきましてそれぞれの市町に交付されますので、必ずこの額が全額が入ってくるかどうかというところでは、計算上はちょっと明確ではございません。

以上でございます。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第5 議案第80号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**追加日程第6**

**入江康仁議長**

次に、追加日程第6 議案第81号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第6 議案第81号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**追加日程第7**

**入江康仁議長**

次に、追加日程第7 議案第82号 令和6年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を

議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第7 議案第82号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 追加日程第8

### 入江康仁議長

次に、追加日程第8 発議第11号 紀北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、提案者から提案説明を求めます。

平野隆久議会運営委員長。

**平野隆久議会運営委員長**

それでは、紀北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案説明をさせていただきます。

発議第11号

令和6年12月20日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会運営委員長 平野 隆久

**紀北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

**提案理由**

刑法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

2ページをお願いいたします。

条例の改正文であります。

まず、第2条と第12条の改正つきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略して番号利用法の改正による条ずれに対応するものであります。

第53条から第55条の改正につきましては、刑法の改正に伴い「懲役」を「禁固刑」に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日と経過措置を規定しております。

3ページ以降は新旧対照表となっております。

紀北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案説明は以上でございます。

ごめんなさい、「禁固刑」じゃなくて「懲役」を「拘禁刑」ですね。訂正してお願いいたします。

それでは、提案説明は以上で終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**入江康仁議長**

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

10番 瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

議員のほうからこれ法律が変わったので発議が出てきておるけれども、前も拘禁刑に変えましたよね、懲役をね。何でこれ執行部から出さないんですか。何で議員が出さないといけないんですか。漏れてたんですか。その辺がちょっと不可解ですね。だから、発議で出さないといけない理由ですね。これもう拘禁刑で決まったでしょう、この前も。

**入江康仁議長**

瀧本議員、これは執行部に求める答弁じゃなく提案者に求めさせていただきます。

それでは、平野隆久議員。

それでは、瀧本議員、提案者の平野隆久議会運営委員長から答弁させていただきます。

**平野隆久議会運営委員長**

それでは、瀧本議員の質疑に対して答弁させていただきます。

これはあくまでも懲役を拘禁刑に改めたということに関しては、今回議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例ということで限定されていますので、今回議会運営委員会から上程させていただきました。

以上であります。

**10番 瀧本攻議員**

いいです。

**入江康仁議長**

いいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。ありませんね。

(「な　　し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

それでは、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な　　し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第8 発議第11号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**入江康仁議長**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月10日に開会されました本定例会では、本日まで終始ご熱心なご審議により、上程いたしました全議案につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会におきまして賜りましたご意見、ご提案を踏まえ、令和7年度当初予算の編成を進め、より一層効果的な施策を講ずるべく力を注ぎ、行政課題に丁寧に対処してまいる所存でございます。

さて、これから寒い季節を迎ますが、今年は、新型コロナウイルスやインフルエンザに加え、マイコプラズマ肺炎も流行してきているところでございます。

今年の冬は、昨年に比べ、厳しい寒さになるとの予想もございますので、町民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、体調管理に十分お気をつけください。

最後になりますが、本年も残すところ僅かとなりました。議員の皆様の1年のご尽力に心

から感謝申し上げますとともに、町民の皆様並びに議員におかれましても、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えくださいますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

### 入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

令和6年12月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月10日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを、心からお礼を申し上げます。

本定例会中の議案審議や一般質問の際に議員からありました意見や提言等については、十分吟味していただき、今後の行政運営の参考にしていただきたいとお願い申し上げます。

また、町民の皆様におかれましては、今年1年間、議会に対するご理解とご協力に対し心から感謝を申し上げます。

これから寒さも厳しくなります。コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行も気になるところでございますが、健康には十分ご留意いただき、よき新年をお迎えいただけることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和6年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さん、どうもご苦労さまでした。

(午後 3時 14分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 3月 14日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸